

“平等”と“公平”…支援はどうあるべきか？



3人の体格の違う子どもがいます。左の図では、3人とも同じ高さの台に乗っていますが、右側の背の低い子は塀の外を見ることができません。

けれども、右図のように左側の背の高い子が右の背の低い子に台を譲ればどうでしょう？3人とも塀の外

を見ることができるようになります。

条件に関わらず、全員を一律に扱っても皆が「幸せ」とは限りません。それぞれの状況に応じて適切に扱う、本当に必要な人に必要な支援をし、誰ひとり取り残さない社会をつくるのが行政の役割です。



「平等」だけど「公平」じゃない子育て特別給付金

12 月定例会／1 月臨時会

12 月定例会で、国の「子育て世帯への臨時特別給付金給付事業」の予算案が可決し、18 歳以下の児童を持つ世帯に対して児童一人あたり 10 万円が給付されることになりました。

しかし、これには所得制限があったため、生駒市は国からの「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用して所得制限を撤廃するとともに、離婚や別居で実際の養育者の手に給付金が渡っていないひとり親世帯にも同額を給付すると、1 月臨時会に「子育て特別給付金」の給付事業予算案が提案されました。

■プッシュ型ゆえの不公平給付

昨秋の衆院選での公明党の公約に端を発する子育て臨時特別給付金ですが、国はプッシュ型で支給するとして児童手当のしくみを活用したばかりに、養育者の所得制限が必然となりました。

毎月自動的に振込まれる児童手当のしくみを使えば行政の事務手続きは楽で事務経費も抑制できます。しかし児童手当の支給基準は、配偶者などを含む扶養親族人数、さらに主たる生計維持者の収入で決まるので、国の給付金は右表のように A さん世帯の方が世帯収入は高いのに A さん世帯は給付金を受け取れて、B さん世帯は給付の対象から外れることになりました。

また、児童手当は前年度の所得で給付の可否が決まるため、給付状況が今の生活実態に合っていないこともあり、案の定、対象から漏れた世帯から不公平だとの声があり、市単独での全世帯給付となりました。

■所得格差が広がる市の給付金

国の給付の不公平を正すとはいえ、市の給付対象はそれなりの高所得層で、消費より貯蓄に回る可能性が高く、所得格差が拡大する懸念もあります。

本来、支援は一律のバラマキではなく、

例：子ども 2 人を養育している場合

Aさん世帯  養育者の給与収入目安 夫：910 万円 妻：700 万円 の場合	
Bさん世帯  養育者の給与収入目安 夫：103 万円 妻：960 万円 の場合	

対象を絞って個々の困りごとに応じた支援策を講じるべきです。子どもへの応援といながら、将来世代へのツケを増やす子育て臨時特別給付金には懐疑的です。

とはいえ、さきに述べたように児童手当のしくみそのものが公平でないため、所得制限を設けても設けなくても不公平は解消されず、苦渋の決断で「平等」に給付することを呑み、議案に賛成しました。

■制度不備の是正を自治体任せに

自治体がそれぞれの判断で国の制度の不備を是正するというのもおかしい話です。

支給の対象となる子ども			
 中学校卒業までの児童	 基準日以降令和 3 年度末までに生まれた子	 高校生相当年齢	
申請不要	要申請	要申請	
国の給付金 	国の給付金 	国の給付金 	
国の給付金 	国の給付金 	国の給付金 	
市の給付金 	市の給付金 	市の給付金 	

いっそ国の給付金の財源をそのまま自治体に移譲してくれたほうがと思わないではありませんが、政策がなければバラマキに走るのは国も自治体も同じで悩ましいです。

「二重払い」もやむなし？

基準日以降に離婚した場合、前の主たる生計維持者の口座に国の給付金が入り、現在の生計維持者の口座に市の給付金が入ることになります。国の給付と同時に「手当て」できなかったことで「二重払い」となるケースを避けられず、これも採決に悩む要因でした。

仕様書と異なる運営でいいの？

テレワーク&インキュベーションセンターの指定管理者指定議案

12 月定例会に、今年度末で指定管理期間が満了するテレワーク&インキュベーションセンターの新たな指定管理者としてディア合同会社(本店奈良市)を指定する議案が提出されました。しかし、候補者の選定にあたり以下のような問題があり、塩見は反対しましたが賛成多数で可決しました。

■候補者の問題

- 会社代表者の属人的な要素、意欲、積極的な姿勢といった客観的に測定できないものを選定理由としている。
- 収支計画や資金繰りの評価が低く経営に不安がある。

■市の事務手続き上の問題

- 「生駒市指定管理者制度に関する指針」に基づいて公募していない。
- 最低守るべき基準を定めた「仕様書」と異なる提案を認めており、応募者が公平に競争に参入することを妨げている。



市は市民を向いて仕事しているか？

市有地の akippa(株)への貸付問題／12 月定例会一般質問①

昨年 9 月の決算審査特別委員会で市有地の akippa(株)への安値貸付問題(右下の QR コードから 2021 年秋号の記事をお読みいただけます。)を指摘しましたが、その後、随意契約で締結していたことの違法性や契約の事務手続きのミスも見えてきたため、12 月定例会でも引き続きこの問題を追及しました。



■市の施策なら何でも随契 OK？

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び生駒市契約規則には、予定契約価格が年額 30 万円を超える物件の貸付の場合は随意契約にはできないとされています。ところが、市役所南側市有地の現在の契約金額は月額 28,000 円(年額 336,000 円)なのに随意契約で締結されています。

この違法性を問うと、市は、市役所南側市有地の随意契約理由は施行令第 1 号の少額随契ではなく、連携協定に基づくシェアリングエコノミーの取組の一環としての契約で、施行令第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」、随意契約ガイドライン B-3「市の施策（福祉健康施策・商工業振興施策等）の中で位置づけられるため特定のものとの契約を必要とする場合」に該当すると答弁しました。

しかし、連携協定が随意契約を保証するものではないことは昨年 9 月定例会の一般質問でも言質をとっています。また、シェ

アリングサービスによる駐車場経営をしている事業者は akippa(株)に限定されません。市の施策なら何でも随意契約にできてしまいかねないガイドラインは、市長の裁量権の濫用につながり大きな問題です。

■空飛ぶ車？進入路を貸付面積に含めず

そもそも市は、平成 30 年の最初の契約からずっと契約価格の妥当性を示す根拠となる予定契約価格も示さずに契約を更新し続け、塩見が議会で指摘したあと、初めて予定金額を示しました。

しかしその算定にあたっては、右の写真のように車の進入路すら含めない駐車場の区画スペースのみを貸付面積としています。市民の財産なのになぜ市はその価値を極力低く抑えようとするのでしょうか？

■不均衡な利益割合

市と akippa(株)との利益割合を確認したところ、38：62 と akippa(株)に有利な契

コミュニティ維持に年2100万円？

金鷲の杜倭苑廃止条例案

12 月定例会に金鷲の杜倭苑（高山町）の廃止条例案が提出されました。倭苑は平成 15 年に、旧奈良県老人休養ホーム椿寿荘生駒寮を市が奈良県から借り受け、高齢者と子どもの世代間交流施設として設置され、築 47 年が経過しています。

倭苑の条例上の設置目的は、高齢者と子どもの世代間交流施設ですが、移動手段のない子どもの利用はほとんどありません。また、倭苑には毎年約 2100 万円の管理コストがかかっていますが、浴場やカラオケルームの使用料収入は 160 万円／年にすぎず、極めて受益者負担率の低い施設となっています。

浴場とカラオケは子どもに必要でなく、また山麓公園のふれあいセンターの風呂や RAKU-RAKU はうすのカラオケなど代替施設もあると判断し、塩見は賛成しました。



約になっていることもわかりました。市民の大切な財産なのに、市は akippa(株)の提案を丸呑みし、何の交渉もしていません。今の生駒市政は、市民よりも民間企業との連携実績の方が大事なようです。

住民監査請求→訴訟へ！

決算委員会の録画をご覧になった市民数名が、この問題について住民監査請求をされました。監査委員は、契約方法が甚だしく不適切と指摘したものの、違法、不当とまでは言えないとして請求を棄却しました。これを不服として請求人の方々は 1 月 20 日に奈良地裁に提訴されました。

監査結果はこちら→



進入路は貸付面積に含めず。